く対策のポイント>

国営土地改良事業で造成された施設に係る水利権の更新協議に必要な調査等を行います。

<政策目標>

安定的な用水供給と良好な排水条件の確保

く事業の内容>

農林水産大臣が水利使用者となっている河川法第23 条の流水占用の許可(水利権)が293件あります。

水利権の内容に著しい変更が生じた地区、許可期限を 迎える地区について、河川管理者と協議を行い同意を得 るために必要な調査等を行います。

【実施内容】

- 1. 水利使用に係る事業計画の整理
- 2. 水利使用基礎諸元調査(単位用水量、還元率等) 及び諸元の決定
- 3. 使用水量の算出
- 4. 河川流量と水利権協議に係る取水量及び関係河川使 用者の取水量との整理
- 5. 上記2、3及び4一括処理するシステムの構築
- 6. その他特に必要と認められる事項

<事業の実施主体>

国(国費率:10/10)

実施フロー

協議の必要性の整理

水需要の変化 許可期限(概ね10年)



基礎諸元調查

受益面積、営農状況、 減水深、代かき用水量 等



使用水量の算出



協議資料の作成



河川管理者との協議・同意

く事業イメージン

【水需要変化の背景(例)】

・稲の品種、作期の変化

- ・大規模経営体による作業の平準化
- 直播栽培の導入
- ・新規需要米の導入
- •高温障害対策
- ·高収益作物の導入

湛水直播













かんがい使用水量イメージ 代かき期 水利権量(現行) 水利権量(変更) 作付け品種 新規需要米 の変化に伴う の導入に伴う 非かんがい期 かんがい期 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月

[お問い合わせ先] 農村振興局水資源課(03-3502-3083)